

(目的)

第1条 この規則は、市が公共の場所において防犯の目的で設置した防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めることにより、市民等の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。

(令8規則43・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために常設するカメラであって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場、道路に準ずる通路等の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 市民等 本市に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。

(防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者)

第3条 市長は、公共の場所における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、設置した防犯カメラごとに防犯カメラの管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラの管理等を担当する部署の所属長又はこれに相当する職に当たる者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の取扱いを適正に行うため、防犯カメラに関する事務を統括する。
- 4 管理責任者は、前項の事務を適正かつ円滑に遂行するため、所属職員のうちから防犯カメラの取扱担当者(以下「取扱担当者」という。)を指定するものとする。
- 5 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラ及び画像を取り扱うことにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに当たり、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが作動中である旨及び管理責任者を表示すること。

(画像等の保管)

第5条 画像及び画像を記録した媒体(以下「記録媒体」という。)の保管期間(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間。以下同じ。)は、原則として14日とする。

- 2 前項の保管期間について、法令等に基づき国等が実施する照会により保管期間の延長の要請を受けた場合又は個人の生命、身体又は財産の保護のため市長が特に必要と認める場合にあっては、保管期間を延長することができるものとする。
- 3 管理責任者は、第1項に規定する保管期間又は前項の規定により延長した保管期間の経過後は、速やかに画像の消去又は記録媒体の破棄等の処理を行うものとする。
- 4 画像は加工をせずに、撮影時の状態のままで保管するものとする。
- 5 管理責任者は、記録媒体の保管に際しては、盗難防止のため必要な措置を講じなければならない。
- 6 取扱担当者は、画像へのアクセスについては、管理責任者の許可を得なければならない。この場合における画像へのアクセスは、管理責任者が指定した場所で行い、管理責任者の許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
- 7 取扱担当者は、画像及び記録媒体を、録画装置の設置場所その他管理責任者が指定した場所以外に持ち出してはならない。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可をした場合又は第8条第1項の規定により他に提供するときは、この限りでない。
- 8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、画像及び記録媒体の不正利用、漏えい、改ざん、紛失等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(取扱いの制限)

第6条 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作し、又は画像を取り扱ってはならない。

(画像の検索等)

第7条 管理責任者の指示に基づく場合を除くほか、取扱担当者は、画像を検索し、複製し、又は印刷してはならない。

(画像及び記録媒体の外部提供)

第8条 市長は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第1項又は第2項第1号、第3号若しくは第4号に規定する場合には、画像及び記録媒体を他に提供することができる。

2 前項の規定により提供するときは、情報を提供する相手方に対し浦安市防犯カメラの画像及び記録媒体提供申出書(別記第1号様式)を提出させ、浦安市防犯カメラの画像及び記録媒体提供決定通知書(別記第2号様式)により当該相手方に対し通知するものとする。ただし、法令等に基づき国等が実施する照会の場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により提供するときは、最小限の範囲にとどめるとともに、情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像及び記録媒体の返却又は破棄等を行うこと。

4 管理責任者は、第1項の規定により提供したときは、浦安市防犯カメラの画像及び記録媒体提供記録簿(別記第3号様式)に記載しなければならない。

(令5規則6・一部改正)

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置及び運用等に関し苦情を受けたときは、迅速に対応し、適切に処理しなければならない。

(個人情報の保護に関する法律の遵守)

第10条 この規則に定めるもののほか、管理責任者及び取扱担当者は、個人情報の保護に関する法律に規定する事項を遵守し、個人情報保護のため適切な措置を講じなければならない。

(令5規則6・一部改正)

(災害時等における防犯カメラの利用)

第11条 市長は、災害時(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。)において災害による被害状況の確認、災害の未然防止その他災害情報の収集を目的とするとき又は市民等の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、防犯カメラを利用することができる。

2 前項の規定により、災害時等に防犯カメラを利用する場合においては、第6条の規定にかかわらず、管理責任者及び取扱担当者以外の者が、防犯カメラを操作し、又はその画像を取り扱うことができる。この場合において、当該管理責任者及び取扱担当者以外の者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像及び記録媒体の破棄等を行うこと。

(令8規則43・一部改正)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月8日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月17日規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年5月28日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第8条第2項)

(令5規則5・一部改正)

別 記

第 1 号様式（第 8 条第 2 項）

浦安市防犯カメラの画像及び記録媒体提供申出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

画像及び記録媒体の提供について、浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり申出します。

なお、提供を受けた場合は、次の事項を遵守します。

- （1） 画像及び記録媒体の情報を適正に管理します。
- （2） 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしません。
- （3） 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像及び記録媒体の返却又は破棄等を行います。

利用目的	(根拠法令等)
防犯カメラの 設置場所	
提供する画像の 範 囲	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
備 考	

第 2 号様式（第 8 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市防犯カメラの画像及び記録媒体提供決定通知書

年 月 日付けで申出のあった浦安市防犯カメラの画像及び記録媒体の提供について、浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

防犯カメラの 設 置 場 所	
提供する画像の 範 囲	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
備 考	

第3号様式(第8条第4項)

第3号様式（第8条第4項）

浦安市防犯カメラの画像及び記録媒体提供記録簿

[illegible]